

福山市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長及び福山市教育委員会教育長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2020年（令和2年）9月25日

福山市監査委員	林	浩	二
福山市監査委員	山	下	清
福山市監査委員	法	木	昭一
福山市監査委員	榊	原	則男

## 2017年度（平成29年度）監査における指摘事項の措置通知

企画財政局 税務部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>税制課</p> <p>行政用ファクシミリの賃貸借及び保守点検等について</p> <p>当該業務は、税証明に使用する行政用ファクシミりを借り入れ、その保守点検及び消耗品等の供給を委託により実施するものである。</p> <p>賃貸借については、2015年（平成27年）3月から5年間の長期継続契約で、業者選定に当たっては、賃貸借は指名競争入札により、保守点検等は当該ファクシミリの製造業者との随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 契約書の作成及び履行確認に当たっては、福山市契約規則に基づき、契約保証金に関する事項を明記するとともに検査調書の作成を行うなど、適正に処理されたい。</p> <p>② 業務執行に当たっては、福山市予算規則等を遵守されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 2018年（平成30年）9月18日付けで執行した行政用ファクシミリの賃貸借契約の締結に当たっては、2018年（平成30年）9月27日に「業務実施報告書」の提出を受け、適正に履行されていることを確認した上で、検査調書を作成した。</p> <p>② 同契約の締結に当たっては、福山市事務決裁規程を遵守し確実に履行した。</p>